

あおもりキッズシッター利用支援事業 Q&A

(対象)

Q1. どのような理由で利用できますか。

A. 日常生活上の突発的な事情や社会参加（保護者の残業や病気、自己実現、リフレッシュ、学校行事）などで、一時的に保育を必要とする方が利用できます。また、キッズシッターを活用した共同保育を必要とする方も利用できます。

Q2. 日常生活上突発的な事情等とは何ですか。

A. 冠婚葬祭、学校行事、社会参加、サークル活動、趣味の時間など幅広い理由が対象となります。

Q3. 共同保育とは何ですか。

A. 保護者とキッズシッターが共同して保育することで、子育ての不安を解消することを図ります。なお、保護者が契約において同意していること、保護者は常に保育に関わっていることが必要です。

Q4. 保育園や幼稚園などに入園していても対象ですか。

A. 保育園や幼稚園などの保育施設に入園していても対象となります。

Q5. 保育の必要性を有していませんが対象になりますか。

A. 保育の必要性の有無に関わらず対象となります。

Q6. 育休中や在宅勤務の場合でも、対象になりますか。

A. 対象になります。保護者の就労状況に関係なく対象となります。

Q7. 実家が青森県にあり里帰りする場合、対象になりますか。

A. 青森県に住民登録があることが要件なので、住民票が青森県にない場合は対象外です。本事業の対象者は、青森県に住民登録がある児童とともに青森県内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。

Q8. 子どもの住民票が青森県にない場合、対象になりますか。

A. 住民票が青森県にない場合は対象外です。本事業の対象者は、青森県に住民登録がある児童とともに県内に居住し、住民基本台帳に登録されている方です。なお、DV被害等やむを得ない事情がある場合は個別にご相談ください。

Q9. 対象となる児童に制限はありますか。

A. 就学前の児童が対象です。なお、サービスを提供するキッズシッターの4親等内の親族である児童は助成対象外となります。

Q10. 兄弟姉妹で利用する場合、児童と同数のキッズシッターの派遣が必要ですか。

A. 同一家庭内の兄弟姉妹で利用する場合、必ずしも児童と同数のキッズシッターの派遣を要しません。

(期間)

Q11. 対象となる利用日、利用時間帯はいつになりますか。

A. 毎日、24時間、日曜、祝日、年末年始も補助対象になります。

(利用上限時間)

Q12. 利用が上限の時間数に満たない場合は、次の年度に繰り越すことはできますか。

A. 同一年度内の上限時間を定めていますので、繰り越すことはできません。

Q13. 1か月当たりの利用上限はありますか。

A. 月当たりの利用上限はありません。児童一人当たり年120時間が上限になります。

Q14. 前の自治体で同じサービスを利用していました。年度内で120時間が利用上限でしたが、青森県ではどのように扱いますか。

A. 前の自治体での利用時間を考慮して計算します。年度内の合計が120時間を超えない範囲でご利用いただけます。

【例】前自治体で100時間利用した場合 → 20時間まで

(補助金額)

Q15. 1時間未満の利用は、補助対象になりますか。

A. 当該月の利用時間を「日中」・「夜間・休日」・「病時」の区分ごとに分単位も含めて合算し、合計時間が30分以上の場合は1時間に切り上げ、30分未満の場合は切り捨てた時間で助成金を算定します。

Q16. 市町村民税非課税世帯等を対象とした、費用の全額補助の仕組みはありますか。

A. 市町村民税非課税世帯が利用する場合、児童一人1時間当たり400円の自己負担額を補助対象とします。

(対象利用料)

Q17. 保育と家事援助を同時に依頼を依頼した場合、補助対象となりますか。

A. 保育をしながら家事をする場合は、補助対象となりません。一方で、キッズシッター1人に児童1人の保育という保育基準を満たし、保育と家事の時間が明確に区別できる場合は、保育の部分のみ補助対象となります。

Q18. 会費の一部が利用料金に含まれる料金体系となっていますが、補助対象となりますか。

A. 保育サービスを利用した場合は、補助の対象となります。例えば、月会費制で、1回目の料金が会費の中に含まれる場合は、保育サービスを利用したことが分かる利用明細書等と合わせて、該当月の月会費の明細書、領収書等をご提出ください。保育サービスを利用していない場合は、補助の対象外となります。

Q19. クーポンや福利厚生で割引を受けた場合でも補助申請できますか。

A. 割引後の料金のうち、純然たる保育サービス提供対価(税込)は補助対象となります。提出書類から、割引の対象経費が分かるものの添付がない場合は、割り引かれた費用については、純然たる保育サービス提供対価(税込)から差し引いて補助金を計算します。なお、申請後の補助対象額の変更はできません。

Q20. 早朝や夜間、休日の加算料金は補助対象となりますか。

A. 純然たる保育サービスに該当すれば、児童一人当たり1時間500円を上限に補助対象となります。

Q21. 対象の利用料は「純然たる保育サービス提供単価」とありますが、保育の対象児童の送迎は補助対象となりますか。

A. 保育に付随する送迎は補助対象となりますが、送迎のみや家事援助といった保育を含まない形のサービスは補助対象となりません。

Q22. 自宅以外で保育をお願いした場合も、補助の対象になりますか。

A. 契約した事業者が対応可能であれば、自宅以外での保育も補助対象となります。なお、事業者の自宅で保育するなど、派遣を伴わないような場合は補助対象外です。

Q23. 交通費は補助の対象になりますか。

A. 対象外です。

(対象事業者)

Q24. どの事業者を使えばいいのでしょうか。

A. 青森県ホームページ(「キッズシッター利用支援事業認証事業者一覧」)に記載の事業者の中から選んでご利用ください。(キッズシッター利用支援事業認証事業者としての認証日以降が補助対象。)

Q25. 事業者を紹介してくれるのでしょうか。

A. 県が特定の事業者を紹介することはありません。認証事業者のホームページ等をご覧の上で、お選びください。

(利用の流れ)

Q26. 事前に県への登録は必要ですか。

A. 県への事前登録は不要です。事前に利用条件等をよくご確認の上、県の認証事業者と契約し、ご利用・お支払いが終わった後に申請してください。

Q27. 事業者と契約する際に、注意すべき点がありますか。

A. 契約前にこども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」(こども家庭庁ホームページ)をご確認ください。

Q28. 全額自費でキッズシッターを利用し、途中で当該事業があることに気づいたのですが、その時点で補助を活用したいと申し出た場合、どこまでが補助対象となりますか。

A. 認証事業者を利用し、事業者から必要書類の発行が受けられれば、補助することができます。

(補助金の交付申請)

Q29. 補助金申請書兼請求書兼支払金口座振替依頼書の氏名は、領収書の氏名と異なってもよいですか。

A. 補助金申請書兼請求書兼支払金口座振替依頼書の申請者の氏名は、領収書の氏名と同一としてください。キッズシッターの利用者、補助金交付申請者・振込口座名義、領収書の氏名は、同じ方である必要があります。

Q30. 数か月前に利用しましたが、申請を忘れていました。まとめて申請することはできますか。

A. 当月分は、翌月初日から起算して3か月以内に申請してください。なお、口座振込は、月1回まとめて行っており、審査は各月10日締め、書類に不備がなければ月末振込となります。

【例】R8.3.31：サービス利用（R8.6.30 申請期限）

R8.6.30：申請

R8.7.10：審査終了（※書類に不備がない場合）

R8.7.31：口座振込

なお、事業開始年度の取扱として、令和7年6月利用分から令和8年3月分利用分までの申請については、令和8年6月30日を申請期限とします。

Q31. 複数月利用した場合、申請書や利用内容内訳表は月ごとに作成する必要がありますか。

A. 申請書、利用内訳表ともに利用月ごとに作成をお願いします。

Q32. 領収書と利用明細書が一つの書類にまとまっても、提出書類として認められますか。

A. 領収金額、児童名、利用時間、キッズシッター名等の必要な事項が記載されていれば、1枚にまとまっても問題ありません。

Q33. 保護者・児童の居住地の証明書類について、毎月提出する必要がありますか。

A. 変更がない場合、毎回の提出は不要です。

Q34. 市町村民税非課税世帯の証明書類（児童一人1時間当たり400円の自己負担額を補助対象とする場合）について、毎月提出する必要がありますか。

A. 年度内に1回提出すれば結構です。